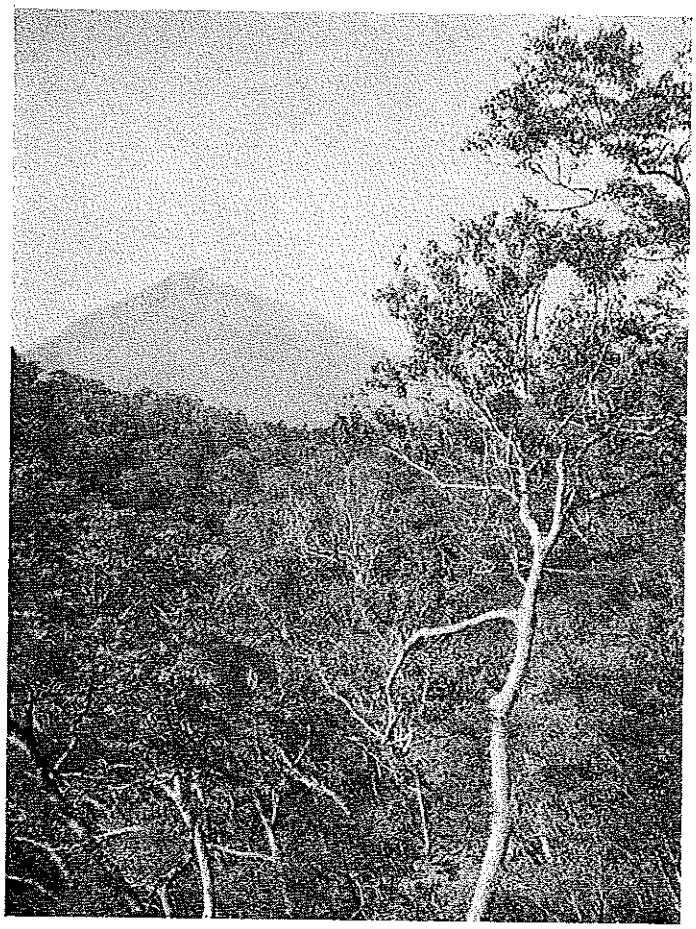

— 秋の恵庭岳 —

恵庭岳は支笏湖の北西に聳える三重式活火山で、晴れた日には遠く札幌からも噴煙を見ることが出来る。
10月の初旬ともなれば、黄、赤とあざやかな紅葉に変り紺碧の湖に映える。

北海道行政書士會報

発行所
札幌市南1条西5丁目
（秋山愛生館ビル）
北海道行政書士会
T　25—4073番
振替口座小樽8224
印刷所
株式会社　正文舎印刷所
札幌市菊水西町2丁目
電話(8)7151～3番

第四七号
会報　もくじ

一、会務報告……2
一、支部だより……2
一、欧州の旅（其の七）……3
一、本州旅行の思い出（三）……4
総務部長　犬飼竹治
一、会員移動……5
一、事務局日誌……5
一、業務資料……6

会務報告

企画部より左の件について国税局に照介し回答を得たので参考にして下さい。

◎照介並びに回答全文

四四総第三六号　昭和四十四年七月三十一日

北海道行政書士会
会長　渡　辺　慶　吉

札幌国税局長殿

所得税法第二〇四条に規定する源泉徴収義務についてお伺い

首題のことについて所得税法第二〇四条第一項第二号及び同法施行令第三二〇条第二項により、行政書士の業務は類似業務に関する報酬として源泉徴収義務については該当しない業種と解されますが、いささか疑義がありますのでご教示下さるようお願いします。

回答文

札局直法第四～七八号　昭和四十四年九月五日

札幌国税局長　久　光　重　平

北海道行政書士会
会長　渡　辺　慶　吉　殿

行政書士の業務に関する報酬または料金に対する源泉徴収義務について

（昭和四十四年七月三十一日付四四総第三六号照介に対する回答）

標題のことについては、貴見のとおり源泉徴収を要する報酬または料金に該当しません。

以上

支部だより

釧路支部研修会

日　時　昭和44年7月5日（土）午後2時～6時
会　場　釧路市春採青雲台　太平洋スカイランド
科目・講師
行政書士法　釧路支庁総務課長　川　瀬　幸　男
同法施行規則、釧路支庁地方部総務課地方係長　白　石　巽
同法施行細則、釧路支庁地方部総務課地方主事　本　間　俊　男
テキスト、釧路支庁総務課編「行政書士法関係法令集」
状　況
当日は土曜日、しかも行楽にもかかわらず31名が参加し、5時間に及ぶ講義並びに質疑討論を行ない会員一同終始熱心に受講し、有意義な研修会であった。

函館支部研修会

日　時　昭和44年9月20日
科目・講師
建設業者登録申請について
渡島支庁拓殖課
土木係長　犬塚　稔先生外2名
受講者数　37名
状　況　函館市桜崎町　水道会館

建設業者登録申請書の作成について詳細説明あり、その後当支部より非行政書士の作成した書類は受理しないよう協力方を申し入れた。

札幌支部研修会予定

農地法関係の実務及び都市計画法の概要についての研修会を左記の日程により開催しますので、多数の参加を望みます。

記

一、日　時　昭和44年10月18日　午後1時
一、場　所　三川屋会館
（札幌市南3条西5丁目）

◎行政書士となる資格についての疑義

問　専売、電電、国鉄職員で行政事務に従事した期間が十二年以上あった者は、行政書士法第二条第二項第五号の規定による登録申請が出来るか。

答　公社（三公社五現業）になる昭和二十四年六月一日以前十二年以上の期間があれば該当するものと解される。

◎犬飼先生　札幌市長の名誉ある表彰を受く

本会総務部長　犬飼竹治先生は去る十月六日交通指導並びに交通安全推進運動に多年に亘り協力した功績により表彰状及び記念品を贈呈せられました。

欧州の旅（其の七）

総務部長　犬飼竹治

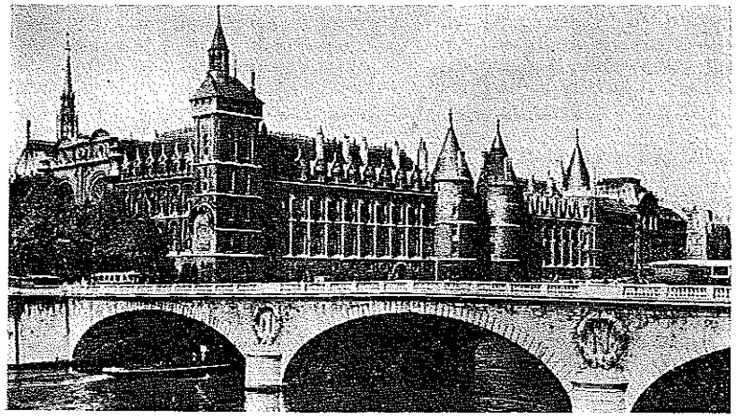

≪セーヌ川と街角（裁判所）≫

前回はイタリアからパリーに着いてフランスの国情や歴史の一部について述べたが、それにつづいてパリーの交通その他を述べてみます。

(1)　パリーと交通網

パリーはフランスの首都、衛星都市（六ハリー）のセーヌ県全域を含めると人口凡そ七百万、この町をセーヌ川とマルタ川が流れ緯度は樺太中央部に相当するが、暖流のため年中を通じ温暖で、六月の気温は最高二二度最低一一度C、七月は最も高く最高二四度最低一三度で、最も寒いのは一月で最高六度最低〇度ということである。

パリーは二千年からの古都で紀元前一世紀にはイタリアのシーザーがフランス攻めをしたとき、セーヌ川の中島に本拠をおいたと伝えられている。またパリーには他の国と同じように広場が随所にあってそこを中心に道路が放射状にできていて、その放射状の各グループが集って大パリーを形成しているといえるのである。また大環状線の鉄道、道路がありそれぞれ郊外へと走る鉄道があって、郊外から都心に入るには始発そして終着駅に着くか、環状線に乗り替えるか、また網の目のようにできている地下鉄を利用するか交通は至極便利にして合理的にできている。

パリーの市街は全体として大へんよく統一された美と調和に満ちており、花の都として世界にその比を見ないといわれ、町は至極きれいで、建物と建物との調和、全体としての調和等よくできており、道路には散水ならぬ毎日三時間程水を流し洗滌している。だから紙屑・ホコリ等は見当らず、そこで六月ともなれば、レストラン等ではテーブルや椅子を歩道に出し、そこで客に飲食物を出している。歩行者も涼を求め憩の場としており日本などでは思いもよらないことである。それに至るところに植物園・森・公園等緑地帯が多く建物はみなそろっており、日本の都市に見られる木造や粗雑な建物はなくそれに河川の護岸、橋梁などがよく、これらの都市計画はナポレオン一世当時から世界一美しい都市にしようとして努力してきたものであるという。

(2)　凱旋門と附近の交通

ナポレオン一世がイタリア攻めをやったとき、ミラノそれにローマの既にできてある凱旋門を見て戦勝祝いに、パリーに凱旋門を作ることを命じたができたのを見てこれは小さ過ぎるからかっと大きいものを作れと命じ、二つ目にできたのがよく知られている世界最大の凱旋門で、これは高さが五〇メートル幅は四五メートルでエトワールという広場に建っている。それでこれをエトワール凱旋門ともいわれ、門にはうきぼり彫刻が施してあり、それらはナポレオンの戴冠・出陣・防衛・平和を現わしてあり、またアーチ内床面には無名戦士の墓があって供花が絶えない。

国賓がパリー訪門の際は必ず花輪を捧げこの国の名誉の象徴に敬意を表するならわしになっていることは御承知の通りである。この門の中には自動車は通れない。その周囲はロータリーになっていて門を中心に十三本の道路が放射状にできていて市内の各方面へと伸びている。この放射線道路作りはナポレオン三世（ナポレオンの甥）の時代で今から九〇年程前の頃で大通りにあたるシャンゼリゼ通りとフォッシュ通りは十六車線、歩道は各二〇メートルで街路樹や道路沿いの建物もきれいで世界最大で豪華な道路である。

本州旅行の思い出 (三)

総務部長　犬飼　竹治

ここで五月十九日日行連総会があり会長以下代議員が出席されましたが、この会館は比叡山のふもとにあって京都駅からは自動車で三十分を要する。建物は合掌作りの様式を現代建築にいかしたものとされ、地下一階・地上六階で外観はあまりよいとはいえないが、国際会議場としては、ジュネーブ・国連のそれ等に匹敵するとされ、国際交流と親善にまた国内の会議・講演・シンポジウム（討論会など）に広く利用されている。

大会議場は一階から四階迄の吹抜け、二千人の収容能力があり、同時に六箇国語を通訳できる同時通訳設備があり、そして会場での状況は館内二十三箇所に映写しテレビジョンで見られるようにしてある。大会議場に続いて七百人収容の会議室があり、ここも大会議場と同じく六箇国語同時通訳・映写設備等があり、この外六つの会議場があって何れも通訳設備がなされている。また広大な敷地には人造池やその丘に茶室等を設け国際会館としての設備をととのえている。

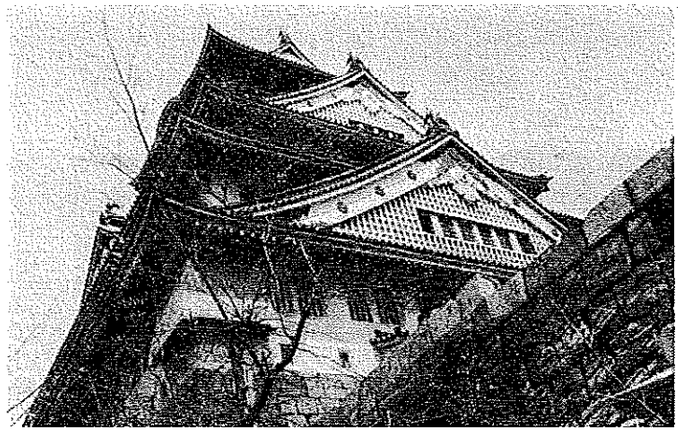

≪大　阪　城≫

(2) 京都のことば

日本各地には地方地方の方言があって容易に解せないことばも少なくはない。京都もその例外ではないが、京都は千年の都として栄え、その方言もなんとなしに耳ざわりのよさを感じられる。観光都市ながら市民も京ことばを用いる者が多く殊に旅館や老舗等では明治以前の建物が各所に見られ、それらに働いている人達はそれ古風の建物や昔からの商売と共によく京都弁で客に応待していた。次のことばなどはよく使われているし、わかりやすいのである。

いわはる＝おっしゃる
おいでやす＝いらっしゃい
めっそうな＝どういたしまして
ここにおし＝ここにあります
あかしまへん＝だめです
ようしゆおし＝よろしうございます

(3) 大阪城

京都からは超特急光号で一時間程かかり大阪に着いた。大阪ではなんといっても大阪城が最大の観光場所である。大阪城はよく知られているように、一五八三年豊臣秀吉によって構築が始められ三年の年月を要し完成され秀吉の居城とされた。秀吉死後徳川との争が起き、一六一四条冬の陣で外壕が埋められ、翌年夏の陣で内壕が埋められて落城し、城は焼失した。それを徳川が元のように再建したが、これも火災にあい昭和六年に再建されたのが今の大阪城である。秀吉時代の外観に復元したもので眼前に見あげる大阪城は桃山時代の豪華さがよみがえる気がするのである。建物の柱は三尺角の木材を多数使用してあって木材建築の膨大さをほこっている。今は六階迄エレベーターが設けられてあり窓から眺める大阪の市街ははてしもなく眼下にひろがり、城内には秀吉いかりの衣裳その他の品が陳列され各階のそれらを見るには一日はかかるであろう。城内で今でも不思議とされているものに、加藤正面におかれてある城中一の巨大な石垣であって、大きさは一四・五メートルに五・八五メートルあって一般に六十畳敷といわれる大きい石で、これは加藤清正が瀬戸内海の小豆島から運んだといわれるがどのようにして運んだのか今もなぞとされている。（おわり）

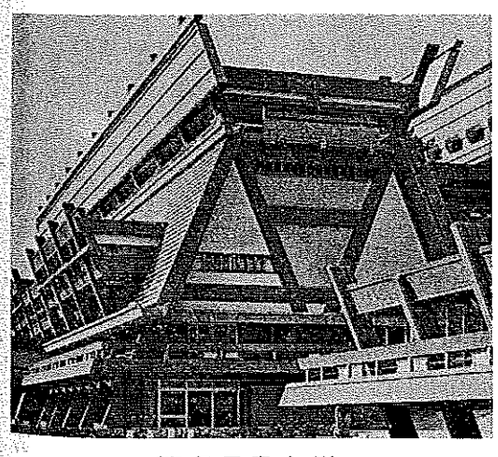

≪京都国際会館≫

前号では京都の三十三間堂、二条城まで述べましたが、本号では国立京都国際会館・京都のことば・大阪城等について思い出して見たいと思います。

(1) 国立京都国際会館

京都で最近できた名所に国立京都国際会館がある。

会員移動

◇入　会

会員番号	氏名	支部	年月日
一、一五九	三宅宮松	室蘭	44・9・1
一、一六〇	中林藤吉	〃	〃・〃・11
一、一六一	河崎宏太郎	札幌	〃・〃・20
一、一六二	石原政男	宗谷	〃・〃・19
一、一六三	島本勇蔵	札幌	44・10・1
一、一七四	下田芳子	釧路	〃・〃・3
一、一六五	森川照雄	札幌	〃・〃・4

◇退　会

会員番号	氏名	支部	年月日	理由
九八七	柴田耕吉	旭川	44・8・31	廃業
八五六	明石修	札幌	〃・〃・26	死亡確認
一一二	佐々木千代鷹	空知	〃・〃・28	廃業
六四六	峰江英男	旭川	〃・9・3	死亡
五一八	大橋与三	網走	〃・〃・〃	廃業
九四一	吉田輝雄	小樽	〃・〃・6	〃
九六八	渡辺正治郎	札幌	〃・〃・13	〃
九三七	小林節臣	〃	〃・〃・15	処分
四八四	川上礼吉	空知	44・9・15	処分
一、〇三三	尾田忠美	網走	〃・〃・〃	〃
九三五	元茂重忠	室蘭	〃・〃・〃	〃
一、〇一三	柄沢央充	〃	〃・〃・〃	〃
三四八	川口重宗	釧路	〃・〃・〃	〃
一、〇四〇	佐藤三隆	〃	〃・〃・〃	〃
九四五	常見菊雄	札幌	〃・〃・18	廃業
六六四	渡辺頌要	小樽	〃・〃・20	〃

事務局日誌

8月

11日　第3回理事会
14日　入会　網走　1
22日　法改正による会議
　　渡辺会長、藤山福会長東京都出張
23日　会費滞納6カ月督促状16通発送
26日　退会　札幌　1
28日　退会　空知　1
31日　退会　旭川　1

9月

1日　入会　室蘭　1
3日　退会　旭川　1　網走　1
6日　退会　小樽　1
7日　法改正特別委員会に藤山副会長出席
11日　入会　室蘭　1
18日　会費滞納6カ月　督促状発送34通
19日　〃　〃　29通
20日　入会　宗谷　1
　　入会　札幌　1

業務資料

建設業者登録について

――企　画　部――

建設業を営む者で、一件の工事金額が五十万円以上の工事を請負う場合は、建設業法によりこの登録を受けなければならない。

一、登録の要件

1、個人の場合は登録申請者本人、又はその使用人の一人が技術者(後述)であること。

2、法人の場合は役員(代表取締役も含むが、監査役は除く)若しくは、使用人のうち一人が技術者であること。

二、技術者の資格

1、主として請負う建設工事に関し、土木工学、建築学、機械工学、電気工学等の学科を在学中に修めた者で

イ、大学、旧制専門学校を卒業後、実務経験が三年以上の者。

ロ、新制高等学校、旧制中学校、実業学校を卒業後、実務経験五年以上の者。

2、主として請負う建設工事に関して十年以上の実務経験を有する者。

3、建設大臣が前各号の一に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有すと認定した者（別表1）

三、必要書類は別表2のとおりである

四、記載要領

イ、建設業者登録申請書「申請者住所氏名」欄は、法人の場合その名称をも記載すること。

「申請の区分」欄は該当するものを○でかこむこと。

「役員の氏名及び役名」の欄は法人の場合のみ記載すること。（監査役は除く）

「支配人の氏名」の欄は個人で、支配人登記がなされている場合のみ記載すること。

「申請時の登録」は更新の場合のみ記載し新規については記載を要しない。

「北海道収入証紙」の欄は本来証紙を貼付すべきところであるが、別に貼付用紙があるのでこの欄には貼付しないこと。

2、工事経歴書（添付書類(イ)）新規登録の場合は「新規につき該当なし」と記載するのみでよい。

更新登録の場合は建設業法別表の建設工事の種類ごとに作成すること。

3、直年二年の各事業年度における工事施行金額(添付書類(ロ)）新規登録の場合は、「新規につき該当なし」と記載するのみでよい。

「事業年度」の欄が四期分あるのは、一年を二期に分けて決算している事業所のためである。

4、使用人数(添付書類(ハ)）「常用労務者」とは雇用期間を特に限定することなく、または一年以上の雇用期間を定めて雇用された者である。

5、技術者証明書(添付書類(ホ)）「法第5条第1項各号の資格要件の該当区分」は二、技術者の資格の1に該当するもの「第1号」2に該当するもの「第2号」3に該当するもの「第3号」となる。「最終学校名、卒業年月日」の欄は『第1号』『第3号』に該当する者のみ記入する。「備考」欄も忘れずに記載のこと。

6、「実務経験証明書」一事業所で必要年数の証明を得られない場合は、数事業所の証明をもつてしてもよい。被証明者が登録申請人、又は法人の役員の場合には略歴書の職歴と必ず一致していなければならない。

7、実務経験によらず法第5条第1項第3号による場合はその免許証又は合格証書の写を添付のこと。申請書提出の際には原本をも持参のうえ確認をうけること。

法第5条第1項第1号による場合は卒業証明書を添付のこと。

8、申請書、添付書類共3部提出であるが、登記簿謄本、卒業証明書、住民票等は原本一通で、他は写でもよい。

登録料は五千円であるが、この納入は北海道収入証紙（収入印紙又は郵便切手ではない）をもつてする。証紙は登録申請用紙に添付してある「収入証紙貼付用紙」に貼付の上申請者が消印すること。

以上知事登録について概要を説明しましたがこの外大臣登録、総合工事業者登録等もありますが今回は省略しました。不明の点は企画部まで御一報下さい。

別表 1

建設省告示による建設大臣が認定した登録要件の資格、免許

1.　建設業法第5条第1項第3号に該当する者として、建設大臣が認定した者は、次のとおりです。
（昭和36年12月16日建設省告示第2795号）

建設業者登録の手続・第3号技術者の資格(3)に該当する者

(1)　主として請け負う建設工事に関し土木工学（農業土木、緑地又は造園に関する学科を含む。）建築学、機械工学、又は電気工学の学科に関する次の検定に合格し経験ある者

イ、旧実業学校卒業程度検定に合格した後、実務経験5年以上の者

ロ、専門学校卒業程度検定に合格した後、実務経験3年以上の者

(2)　次の表の左欄に掲げる建設工事を、主として請け負う建設工事とする場合にあつては、それぞれ右欄に掲げる者

建設工事の種類	資　格　者
1.　大工工事（建具取付工事を除く）	職業訓練法による技能検定のうち建築大工の職種に合格した次の者 イ、1級に合格した者 ロ、2級に合格した後大工工事の実務経験1年以上の者
2.　左官工事	職業訓練法による技能検定のうち左官の職種に合格した次の者 イ、1級に合格した者 ロ、2級に合格した後、左官工事の実務経験1年以上の者
3.　土工工事	建設業法による技術検定のうち建設機械施工の種目に合格した者
4.　電気配線工事（電気通信工事を除く）	1.　旧電気事業主任技術者資格検定に合格した後、電気配線工事の実務経験5年以上の者 2.　技術士試験の電気部門の本試験に合格した者 3.　電気工事士の免状を受けた後、電気配線工事の実務経験3年以上の者
5.　管工事（さく井工事を含む）	1.　技術士試験の機械部門、水道部門又は衛生工学部門の本試験に合格した者 2.　職業訓練法による技能検定のうち配管工の職種に合格した次の者 イ、1級に合格した者 ロ、2級に合格した後、管工事の実務経験1年以上の者
6.　板金工事	職業訓練法による技能検定のうち板金工の職種に合格した次の者 イ、1級に合格した者 ロ、2級に合格した後、板金工事の実務経験1年以上の者
7.　機械器具設置工事（金属製建具取付工事及び金属製設備設置工事を含む）	技術士試験の機械部門の本試験に合格した者
8.　電気通信工事	技術士試験の電気部門の本試験に合格した者
9.　土木一式工事	技術士試験の建設部門の本試験に合格した者
10.　建築一式工事	1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者

別表 2

建設業者登録申請必要書類

名称	様式	新規		更新		備考
		法人	個人	法人	個人	
1. 建設業者登録申請書	1	○	○	○	○	
2. 附表	有	○	○	○	○	
3. 工事経歴書	イ	○	○	○	○	
4. 施行金額表	ロ	○	○	○	○	
5. 使用人数表	ハ	○	○	○	○	
6. 営業用機械器具表	ニ	○	○	○	○	
7. 誓約書	有	○	○	○	○	
8. 技術者証明書	ト	○	○	○	○	
9. 実務経験証明書	有	○	○	○	○	又はこれらに代るもの
10. 定款		○		○		
11. 役員略歴書		○		○		
12. 株主名簿		○		○		$\frac{5}{100}$以上所有者
13. 住民票		○	○	○	○	申請者が技術者の場合必要ない
14. 営業の沿革	有	○	○	○	○	
15. 主要取引金融機関名	有	○	○	○	○	
16. 商業登記簿謄本		○		○		
17. 申請人略歴書(個人)			○		○	
18. 建設業者団体所属名		○	○	○	○	所属していなければ必要としない
19. 営業用純資本額表	ホ		○			
20. 貸借対照表	3	○				